

令和4年8月29日

保護者の皆様

府中市教育委員会

児童・生徒が感染した場合の学校の対応に関する資料の改訂について

日頃から本市の教育活動に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症は、常に再流行のリスクが存在することが予想されます。そのため、市立学校においては、流行への警戒を継続し、地域における感染者が増加した場合に備えて、次の資料等に基づき校内の体制を強化するとともに、発生した場合は、児童・生徒の対応フローに基づいて対応してまいります。

令和4年8月19日の国の臨時休業の範囲や条件等の見直しを受け、学校の対応等の内容を改訂しました。市立学校における対応等について御理解いただくとともに、御協力くださいますようお願いいたします。

[問合せ]

(市の対応等について)

府中市教育委員会教育部指導室

TEL 042(335)4063

(学校の対応等について)

府中市立府中第五中学校

TEL 042(361)9305

府中市立小・中学校

児童・生徒が感染した場合の学校の対応について

新型コロナウイルス感染症は、常に再流行のリスクが存在することが予想されます。そのため、市立学校においては、流行への警戒を継続し、地域における陽性者が増加した場合に備えて流行の監視体制を本資料等に基づき強化するとともに、発生した場合は、児童・生徒の対応フローに基づいて対応してまいります。

また、陽性者及びその家族等への差別・偏見・誹謗中傷などはあってはならないことであり、これらが生じないよう、学校において十分に注意を払います。さらに、児童・生徒に対し人権尊重の視点に立った指導を行うとともに、感染した児童・生徒に対して十分なサポートを行ってまいります。

学校における対応等について御理解いただくとともに、御協力くださいますようお願いいたします。

1 体調不良者等が発生した場合の対応について

1 登校に当たっての健康状態の把握

学校内で感染源を絶つためには、外からウイルスを持ち込まないことが極めて重要となります。そのために、児童・生徒の健康観察を徹底してください。

なお、児童・生徒本人だけでなく、同居の御家族についても毎日健康状態を確認していただくよう御協力をお願いします。

(1) 発熱等の風邪の症状がある場合には登校しないことの徹底

児童・生徒に発熱や倦怠感、喉の違和感などの風邪症状があり、普段と体調が少しでも異なる場合には、自宅で休養することを徹底します。また、同居の御家族に風邪症状が見られる場合も、市内の感染状況等によっては、登校を控えるようお願いいたします。

なお、この場合、学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置を取り、児童・生徒等の指導要録上は、「欠席日数」とせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録します。

(2) 登校時の健康状態の把握

登校時（朝学活等含む。）に児童・生徒等の検温結果及び健康状態を把握します。登校時の健康状態の把握には、「スマート連絡帳」などを活用し、家庭で体温や健康状態を確認できなかった児童・生徒等については、登校時、教職員が検温及び健康観察等を行います。

なお、発熱等の風邪の症状が見られる場合には、当該児童・生徒を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導します。必要に応じて受診を勧め、受診状況や検査状況を保護者から聞き取り、状況に応じた対応を行います。

特に低学年の児童について、安全に帰宅できるよう、保護者の来校まで学校にとどまることが必要となる場合もありますが、その場合には、他の児童との接触を可能な限り避けられるよう、別室で待機させるなどの配慮を行います。また、保健室については外傷や心身の不調など様々な要因で児童・生徒等が集まる場所であるため、発熱等の風邪症状のある児童・生徒等が他の児童・生徒等と接することのないように対応します。

(例) 個室を複数準備する、同室内で2メートル以上の距離を確保する、パーテーション等で区切る など

2 児童・生徒が体調不良を訴えた場合の対応

学校内で、発熱等の風邪症状が発生した場合には、次の内容を参考に当該児童・生徒を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導します(この場合、指導要録上は、「欠席日数」とせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録します。)

特に低学年の児童について、安全に帰宅できるまでの間、学校にとどまることが必要となるケースもありますが、その場合には、他の児童との接触を可能な限り避けられるよう、別室で待機させるなどの配慮をします。

- (1) 学校は、養護教諭を中心として、体調不良者の状態を確認し、必要な対応について判断します。
- (2) 感染症が疑われる児童・生徒については別室対応とし、感染拡大防止のため、対応に当たる教職員を限定します。対応に当たる教職員は、自身や当該児童・生徒が正しくマスクを着用しているか確認し、当該児童・生徒と共に手洗いの上、別室へ移動します。
- (3) 体液等に触れる処置が必要な場合は、必要な感染予防策(ゴム手袋やフェイスシールド等)をとって対応します。
- (4) 感染症が疑われる児童・生徒は、速やかに保護者に連絡した上で下校させます。下校方法については保護者と相談します(小学校では原則、保護者の方のお迎えを想定しています。)
- (5) 下校するまで定期的に健康状態を確認します。下校後は、かかりつけ医等、医療機関の受診するよう勧めます。登校の再開については、受診の際にかかりつけ医等に御相談ください。

※ 家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601721.pdf>

- (6) 当該児童・生徒の下校後は、当該児童・生徒が学校内で手を触れたと思われる箇所を消毒するとともに、教室等の換気を十分に行います。

3 学校内におけるごみの分別の徹底

- (1) 咳エチケットで出たごみ(鼻をかんだティッシュ等)を捨てる専用のごみ箱を用意するなど、ごみを分別しています。
- (2) ごみ箱にポリ袋をかぶせ、中のごみの量は八分目までとし、中のごみをまとめる時は、中身に直接触れないように静かにしっかりしばり、燃やすゴミに出すようにしています。ごみ箱の処理をしたあとは、流水と石けんで手を洗うよう指導しています。

2

陽性者等が発生した場合等の対応について

児童・生徒や教職員の陽性者が確認された場合は、校長は、感染した児童・生徒について出席停止の措置をとるほか、陽性者が教職員である場合は、病気休暇等により出勤させないようにします。また、児童・生徒や教職員が濃厚接触者と判定された場合にも、同様の措置をとります。発生した場合は、児童・生徒の対応フローに基づいて対応します。

1 児童・生徒や教職員の陽性者が発生した場合

(1) 学校等への連絡

児童・生徒や教職員で陽性が判明した場合には、医療機関から本人（保護者）に診断結果が伝えられるとともに、医療機関から保健所にも届出がなされます。学校には、本人（保護者）から、感染が判明した旨の連絡を入れるようにしてください。

(2) 陽性者や濃厚接触者等の出席停止

児童・生徒で陽性者が発生した場合又は児童・生徒が濃厚接触者に特定された場合には、各学校において、当該児童・生徒に対し、学校保健安全法第 19 条に基づく出席停止の措置を取ります。

陽性者のうち、症状のある場合は、発症日から 10 日間経過し、かつ症状軽快後 72 時間経過した時点で退院又は療養終了とされています。また、無症状の場合は、検体採取日から 7 日間を経過した時点で療養解除になるとされています。

濃厚接触者に対して出席停止の措置をとる場合の出席停止の期間の基準は、陽性者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して 5 日間（6 日目解除）とされています。また、2 日目及び 3 日目の抗原定性検査キットを用いた検査で、続けて陰性を確認した場合は、3 日目から自宅待機を解除することができます。

(3) 陽性者が発生した場合の学級・学年等の対応

校内で感染可能期間（発症の 2 日前から）に感染者と接触があった児童・生徒については、接触のあった最後の日から一定の期間（目安として 7 日間）は健康観察を行うとともに、不特定多数の者が集まる飲食や、大規模イベントの参加など感染リスクの高い行動を控え、マスクを着用するなどの対応をお願いします。また、症状がある場合には、速やかに医療機関の受診をお願いします。

(4) 濃厚接触者の特定

児童・生徒や教職員の感染が判明しても、基本的な感染症対策がとれている場合には、校内において濃厚接触者の特定はありません。ただし、次の保健所が示す＜濃厚接触者の定義＞に該当する場合は、陽性者（保護者）から濃厚接触者になることを伝え、健康観察や登校を控えてもらうことなどの対応をとります。

<濃厚接触者の定義>

濃厚接触者とは、新型コロナウイルス感染症の患者と感染可能期間（※）において、患者が入院、宿泊療養又は自宅療養を開始するまでに接触した者のうち、次の範囲に該当する方のことを言います。

- 1 同居あるいは長時間の接触（車内・航空機内等を含む）
- 2 適切な感染防護なしに新型コロナウイルス感染症患者を診察、看護もしくは介護した
- 3 患者の痰や体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い
- 4 手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、患者と15分以上の接触があった者

（周囲の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断されます）

※ 感染可能期間とは

- 1 患者が発熱及び咳・呼吸困難などの急性の呼吸器症状を含めた新型コロナウイルス感染症を疑う症状（発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐など）を呈した2日前から退院又は宿泊療養・自宅療養の解除の基準を満たすまでの期間
- 2 無症状病原体保有者の感染可能期間は、陽性確定に係る検体採取日の2日前から退院又は宿泊療養・自宅療養の解除の基準を満たすまでの期間

（参考：国立感染症研究所の「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」（令和3年11月29日版））

(5) 学校内の消毒

感染者が学校内で発生した場合の消毒について、以下に留意して実施します。

- ① 児童・生徒や教職員の感染が判明した場合には、保健所及び学校薬剤師等と連携して、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品（当該感染者が高頻度で触った物品）を消毒用エタノール又は0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液により消毒するようにします。
- ② 物の表面についてのウイルスの生存期間は、付着した物の種類によって異なりますが、24時間～72時間くらいと言われていることから、消毒できていない箇所は生存期間を考慮して立ち入り禁止とするなどの処置をとります。

2 学校で陽性者が発生した場合の臨時休業等について

市教育委員会は、学校で家庭内感染ではない感染者が発生したときなど、学校内で感染が広がっている可能性が高いと考えられる場合（小規模感染発生の場合等）には、学校医等と相談した上で、学校内の感染拡大の可能性が高い範囲に応じて、次のとおり学級単位、学年単位又は学校全体の臨時休業等を実施します。

<学級閉鎖>

- 以下のいずれかの状況に該当し、かつ、学級内で感染が広がっている可能性が高いと考えられる場合、学級閉鎖を実施します。
 - ① 同一の学級において複数の児童・生徒等の感染が判明した場合
 - ② 感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
 - ③ その他、市教育委員会で必要と判断した場合
- ※ ただし、感染可能期間内に学校に来ていない者の発症は除く。
- 上記において、「複数」としている趣旨は、人数に着目したものではなく、学級内における感染拡大を防止する観点であることから、例えば、同一の学級において、複数の児童・生徒等の感染が確認された場合であっても、その児童・生徒等の間で感染経路に関連がない場合や、そのほか学級内の他の児童・生徒等に感染が広がっているおそれがない場合については、学級閉鎖を行いません。
- 学級閉鎖の期間としては、5日程度を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童・生徒等への影響等を踏まえて判断します。

ただし、上記において未診断の風邪等の症状を有する者や濃厚接触者の検査の陰性が確認できた場合等には、当該期間を短縮するなど、柔軟な対応を行います。

<学年閉鎖>

- 複数の学級を閉鎖し、かつ、学年内で感染が広がっている可能性が高いと考えられる場合、学年閉鎖を実施します。

<学校全体の臨時休業>

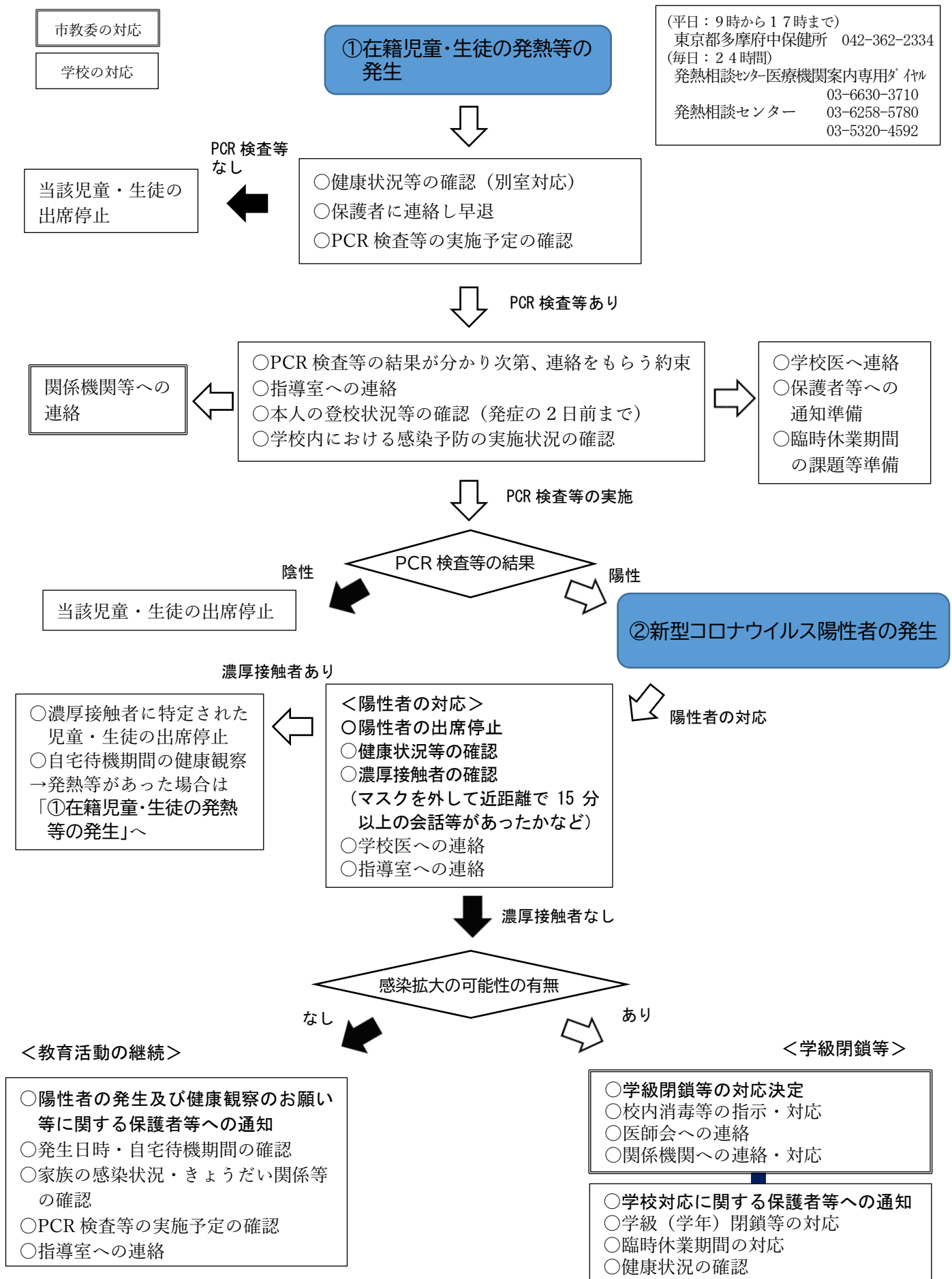
- 複数の学年を閉鎖し、かつ、学校内で感染が広がっている可能性が高いと考えられる場合、学校全体の臨時休業を実施します。

3 感染者が発生していない学校の臨時休業について

臨時休業を実施するのは当該学校においてのみで、他の学校の教育活動を妨げるものではありません。しかしながら、都内や市内の感染状況が悪化、感染経路不明の感染者が多数発生し、社会経済活動を一律に自粛する場合があります。このような局面では、感染者が出ていない学校であっても臨時休業を行う場合があります。

※ 本資料の内容について、今後、国や都の要請等により変更する場合があります。

(資料) 児童・生徒の新型コロナウイルス感染者等発生時における対応フロー



※ 本フローは現時点のものであり、状況等により、今後、変更する場合があります。
 ※ 教職員において感染者等が発生した場合、本フローに準じて対応します。